

経済的協同社会と和諧

－競争と公正の両立のために－

高橋五郎
(愛知大学)

キーワード：自由な競争 支配と被支配 和諧 協同

1. 自由な競争社会システムと「支配者」

自由な競争社会システムが国家の経済的拡張と社会的富の蓄積に貢献してきたことは、欧米、日本、オーストラリア等の西側諸国の経験によって検証されている。そしてこの過程で、自由な競争社会にふさわしい「支配者」が登場し、他方では経済的拡張と社会的富の蓄積が進む。

しかし経済的拡張と富の蓄積であるが、それはその成果の分配が「支配者」に集中する弊害と当事者間でその弊害がもとで起こる対立と軋轢を克服しうる調整機能(市場主義が生み出す、社会からはみ出る自由と「支配」を制御する機能)の構築をもたらすものではなかった。つまり、これら経済的拡張を実現し、社会的富の蓄積を継続的に行ってきたどの国家も、その結果起こる集団間や個人間の対立と軋轢を自動的に調節する機能を内的に、自動的に備えてきたわけではなかった。

むしろ自由な競争社会システムは、その対立と軋轢を放置することを属性の一つとさえしている。「市場の失敗」や「公共性の欠如」、貧困や格差は、自由な競争社会システムが生まれながらにして持っている、属性の具体的な現象あるいは構造とさえなってきた。

政府はその調整を行うことを試み、しばしば成功と失敗を繰り返すのだが、より効果的な調和の達成と制御システムを構築することはできない人的な装置である。自由な競争社会システムにおいては、政府の機能は限定的である。

中国の場合、改革開放と社会主義市場経済への移行は、国家的な経済拡張と社会的富の蓄積を行うシステムを、先行する西側諸国の自由な競争社会システムと同様なものへ変更することを志向するものであった。しかしすでに形成され、みずから確固たる立場を築いてきていた「支配者」の退場を伴うものではなかったし、それどころか、あらたに別の「支配者」の登場とその拡大の機会をみずから作り出したのだった。別の「支配者」とは、これまで西側諸国がすでに作り上げていたのと同様の性格の一握りの「経済的成功者」である。

中国は自由な競争社会システムに移行することを志向することで、二層の「支配者」を社会にもつことを受け入れたのである。それは同時に、経済的拡張と社会的富の蓄積の成果の二層の「支配者」への集中と、両者間や被支配者間におけるゆがんだ分配構造の形成をもたらすものであった。たとえば社会に広がる格差、対立と軋轢はこうして倍加され深化し複雑

化した。

2. 富の集中と富の分配

集中された富は具体的には2兆ドルの外貨準備、2,500億ドルの民間貯蓄過剰、数千億ドルの直接・間接海外投資残高の増加となって現れている。この資金的資産を中国のだれかが所得（フロー）・資産（ストック）という形で所有している。そのだれかとは、まさにこの場合の二層の「支配者」に当たる。和諧を必要とするのは、富の集中機構の肥大化と分配機構の未整備という不均衡の是正が必要だからである。しかし「支配者」から被支配者への富の均衡ある分配の仕組みの構築は和谐社会の実現のために役立ちはあるが、富の分配の仕組みそのものについては、なんらの変更を加えようとするものではない。

求められている和谐社会とは、そのようなゆるやかな暫定的な性格のものであり、同時に限界をもつものではないだろうか。

徐俊武がいうような「和諧は人と自然、人と人、人と社会の間の和諧である」⁽¹⁾ といった人間の社会的階層性を無視した考え方は、むしろ和諧論が出てきた根源的な意味を曖昧にし、これを考えること自体をむなしくする。かといって、周軍のように「ただ社会主義だけが真の和谐社会を実現でき、和谐社会の可能性は社会主義の深い土壌の中のみある」⁽²⁾ といった社会主義万能視論も、社会主義についての歴史的に有効な経験の有無という意味からは根柢の薄い、幻想の域から脱していない考え方といえよう。

ではなにが有効な方法かといえば、中国社会で肥大化し制御不能になった自由を、公平と公正の中に押し込めることであろう。閻学通は「我々は和谐社会を建設するために公平、公正と公開を必要としている」⁽³⁾ というが、単に公平、公正を必要とするだけでなく、自由を主体にし、それを求めつつ公平と公正を手段とする、自由を制御する社会システムを構築することが必要である。

この場合に、二層の「支配者」はどうなるか。「支配者」は自由のもっとも大きな受益者であり、最高の当事者である。その彼らは公平と公正の中に押し込められるシステムの形成が必要である。

3. 公平、公正と協同

このための具体的な取組みは、上から与えられたり、ましてや強制によってなし得るものでなく、人びとの自発性や自主性にもとづく社会運動的な方法に従わざるを得ないものである。

その一つの方法として、我々は近代世界に共通してもっとも成功した取組みとして、自由を主体にし、それを求めつつ公平と公正を手段に、「支配者」の自由を制御する社会システムである協同組合的社会を経験している。

近代的協同組合は個人の自由と権利を母体に、公平と公正を手段とする方法によって1844年イギリスで生まれた（ロッチデール公正開拓者協同組合）。中国においては新中国以

前にライフアイゼン型の協同組合の移植が行われた経験はあるものの、新中国建国後に近代的協同組合が伝わったのは社会主義を担う個別の単位としてであった。そしてそれは、組織機能的には社会主義協同組合（初級合作社、高級合作社、人民公社）や社会主義的協同組合（供銷合作社や農村信用社）として広がるものであった。

現在、社会主義協同組合はほぼ消滅した。残るは社会主義的協同組合であるが実態は形骸化し、組合員（主に農民）の負託に応えるには十分なものでなくなっている。自由な競争社会システムが中国に市場経済の浸透をもたらし、社会主義的協同組合も変化する時代の要求について行けなくなったからである。

こうしたなかで中国では、2007年、はじめてICA原則に準拠する農民專業合作社法が公布され、各地でその設立があいついでいる。歴史的な、意義ある法律だと思う。前後して、青島農業大学には、中国で初めての合作学院が開学されたほどである。

農民專業合作社はその法律を仔細にみればわかるが、従来の社会主義的の衣を着たものではなく市場主義的である。このはじまったばかりの市場主義的な協同組合に現段階で過大な期待を寄せることは禁物であるが、中国農村において、農民の新しい協同組合として成長する可能性を秘めている。郭麗卿は「合作社の価値は民主的な法治主義に存在する和諧社会を具現化する基本的な特質であり、広く都市と農村に民主制を引くものである」⁽⁴⁾と、合作社の基本的な意味を言い当てている。私的利益優先の企業が、形ばかりの專業合作社をつくる例も少なくない現状を見ることもできるが、やがて本来のものが優勢になるはずである。そのためにも、農民專業合作社など中国における市場主義的協同組合は、日本など西側の経験がもつ良い点悪い点を学ぶべきだと思う⁽⁵⁾。

4. 結論

そしてそこには、農民にかぎらず中国社会の将来の人間にとって参考となしうるものが潜んでいると思う。つまり近代的協同組合を受け入れることができる一定の社会的条件がそろったとき—それは人間が個人として存在しうるときであるが—、他者と個の間はあらゆる束縛のない社会関係が基礎となり、市場主義が生み出す、社会からはみ出る自由と「支配」を制御する調整機能が優勢となる。

西欧でこの10年間以上模索されている「社会的経済」論⁽⁶⁾は、西欧における長い経験から生み出されたもので、新自由主義的な市場主義をいかに制御するかという研究の成果を踏まえたものである。同時に、社会的経済を経験的に見れば、諸個人間の啓発を契機とする社会運動を自然に生み出したのであった。

西欧、日本で広がる社会的経済の試みは、中国の社会主義市場経済の制度的独自性の育成を排除するものではなくそこにおける非制度的な問題、すなわち市場主義が生み出す社会からはみ出る自由と「支配」をこそ排除するものである。排除とは、それを「公平と公正の中に押し込める」という意味である。

市場主義における競争は公正を必要とする。また公正には、公平な競争が必要である。そ

の保障は和諧の最大の役割であるが、しかしそれでもなおもつ和諧の暫定的な性格を克服するものとして、近代的協同組合思想の普及と発展が有効と考えられ、さしあたり、経済的セクターの活動のあり方のなかに、それを模索していくことは価値のあることと考える。

- (1) 徐俊武「和諧社会的構建与産権制度建設」『中南財經政法大学学报』2008年第3期。
- (2) 周軍「論従社会階層結構視角構建社会主義和諧社会」『重慶交通大学報』2008年6月。
- (3) 閻学通「和諧社会与和諧世界的政策關係」『国際政治研究』2006年第1期。
- (4) 郭麗卿「發展合作經濟構建和諧社会」『中国合作經濟』2005年6月。
- (5) 高橋五郎『中国經濟の構造轉換と農業』日本經濟評論社2008.3,pp.135-139。
- (6) ジャック・モロー (Jacques Moreau)、石塚他訳『社会的經濟とは何かー新自由主義を超えるもの』日本經濟評論社1996。